

# 行橋市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 行橋市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成19年度 (供用開始10年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	18.2人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	概要:基本料金有り、人頭制						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用と同様						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用と同様						
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 1 世 帯 あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	5,860	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 1 世 帯 あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	7,252	円
	平成26年度	5,860	円		平成26年度	7,114	円
	平成25年度	5,860	円		平成25年度	6,657	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭1世帯あたり3人の使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入を使用人口で除した値に3人を乗じ、12月で除したもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	10名
事 業 運 営 組 織	行橋市下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理委託を外部業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本市の事業規模ではスケールメリットの観点から活用は困難である。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設は存在しない。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

別紙に添付するとおりである。

## 2. 経営の基本方針

本市の農業集落排水事業は、現在、樺市地区のみで実施しており、平成15年2月より着工開始、平成21年3月には整備が完了している。しかし、平成19年の供用開始から9年が経過した現在でも起債の償還金や施設の維持管理費を使用料収入等で賄うことができおらず、その赤字補填分については一般会計からの繰入を行なうことにより、収支均衡を図っている状況となっている。

起債償還残高は現在がピークであり平成48年度に完済する予定であるため、現段階においては経常的な維持管理費の削減をより一層図ることにより一般会計からの繰入金金を削減し、農業集落排水事業特別会計の健全化を図っていく。また、農業集落排水への接続など普及率の向上を目指し、使用料収入による健全な経営を目指す。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

供用開始から約10年が経過しているが管渠及び施設について大規模更新時期は訪れておらず、本計画期間内は、管渠や施設の状況を監視しつつ修繕等の維持管理をおこなっていく。

今後は将来訪れる更新時期を見据え、長寿命化計画等を策定し適切かつ効率的な投資活動を行っていく。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

収入の要である使用料収入の確保に努める必要があるが、人口増の見込みが立たない状況である。しかし自主財源確保のため、未接続世帯の解消と、新規接続獲得に努め、自主財源確保に努める。

また、維持管理費や将来的には施設の更新等によるコストもかかってくるため、本事業を存続させるためには一般会計からの基準外繰入金もやむを得ないのが現状である。今後も維持管理費の削減などに努力した中で、繰出金の抑制を図り収支計画を策定していく。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本計画期間内においては、動力費・委託費等の経費は、有収水量の減少が見込まれることから減少すると考えられるが、管渠や施設の維持管理にかかる修繕料は一定水準かかり続ける見込みである。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	今後、施設の更新等の建設改良費が突出する年度がある場合は、前後の年度への前倒しを計画する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	今後については、椿市地区の高齢化や人口減などの影響により、使用料収入の大きな変動は見込まれないものの、東九州自動車道や201号バイパスの開通により事業所等の進出の可能性が考えられる。これらの要素も踏まえたところで、農業集落排水処理施設の利用への促進活動を積極的に行い、更なる接続率向上を目指すことで、水洗便所設置済人口の増加を図り、使用料収入の増に繋げていきたい。
資産活用による収入増加の取組について	現状活用可能な遊閑地等は存在しない。
その他の取組	特になし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	特になし
動力費に関する事項	事業開始より約10年余りが経過し、管渠及び処理場設備が老朽化し改築更新の時期を迎えている。そこで、改築更新の際により効率的な機器の導入を図ることによりコスト削減の可能性を検討する。
薬品費に関する事項	現在利用している薬品より安価かつ高度な性能を有した薬品を模索することにより、経費の削減を図る。
修繕費に関する事項	長寿命化計画等を作成し、それを基に計画的な修繕を行い、単年度に突出した費用計上が生じないよう留意する。
委託費に関する事項	委託費において大きな割合を占めている処理場施設の運転管理委託について、現状の委託内容の精査を行い、より低コストな管理方法を模索する。
その他の取組	特になし

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年の終了後に事後検証を行い、2～3年ごとに経営戦略の修正を進めていく。
---------------------	--------------------------------------

